

軽貨物車の燃費基準達成レベルに係る自動車検査証備考欄の記載誤りについて

1 自動車検査証備考欄の記載誤り事案の概要

- (1) 平成10年10月から平成13年9月までに国土交通省の型式指定を受けて当協会のシステムに車両諸元データが入力され、平成17年9月までに新車新規検査を受けた軽貨物車であって、平成20年1月30日現在も使用されているもののうち、11型式155類別364,200台(別紙1)について、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載される「燃費基準達成レベル^(注)」が、実際の性能より高く記載される誤りがあることが判明しました(参考1)。
- (2) 本件は、平成19年12月18日、九州地方の軽貨物車所有者から自動車検査証備考欄の燃費基準達成レベルについて誤りではないかとの問い合わせが国土交通省にあり、同省からの調査指示を受けて当協会では調査を行った結果、判明したものです。
- (3) 本日、本件の発生原因等について国土交通省に報告を行いました。その際、自動車交通局技術安全部長から、嚴重注意を受けるとともに、同種事案の再発防止の徹底について指示を受けました。
- (4) 今回、このような事態を発生させ、自動車使用者や関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、再発防止の徹底を行います。

注：燃費基準達成レベル・・・ 「平成22年度燃費基準達成車」、
「平成22年度燃費基準5%向上達成車」、
「平成22年度燃費基準10%向上達成車」、
又は「平成22年度燃費基準20%向上達成車」

2 原因

今回の「燃費基準達成レベル」を実際の性能より高く記載する誤りが発生した経緯及びその原因は次のとおりです。

- (1) 当協会では、平成13年4月から自動車検査証備考欄のデータの電算化を行い、「燃費基準達成レベル」について、自動判定及び印字を開始しました。
- (2) この自動判定システムの中で判定の基礎となる車両諸元データベースを作成する際、軽貨物車に関しては、「派生区分」欄に、「乗用車派生車」か「乗用車派生車でない」かの区分を型式・類別ごとに職員が適正に判断のうえ入力すべきところ、システムが稼動する前の平成13年3月以前の型式・類別については、「派生区分」欄が誤って空欄となっていました。

なお、平成13年4月以降の型式・類別については、自動車メーカーからフロッピーディスクにより車両諸元データの提出を受け、当協会のデータベース

に入力する方法に切り替えましたが、その初期においても同様に「派生区分」欄が空欄となっていた型式・類別が一部にありました。

- (3) その結果、本来「乗用車派生車」である軽貨物車が、システムにより「乗用車派生車でない」と識別され、「乗用車派生車でない」車両に適用されるより低い燃費基準値によって「燃費基準達成レベル」を判定してしまったため、実際より高い「燃費基準達成レベル」を自動車検査証に記載してしまったものです（参考2）。
- (4) 「派生区分」欄を誤って空欄とした原因は、職員・自動車メーカーへの作業指示が明確でなかった又は徹底されていなかったこと、及び「派生区分」欄の確認が不十分であったことにあると推定されます。

3 安全性、税制等への影響

- (1) 自動車の安全性には問題はなく、検査・記載事項変更等の諸手続きにあっても、今回の記載誤りによる支障はありません。
- (2) 記載誤りが判明した型式・類別については、税制（自動車取得税）上の取扱いについても影響はありませんでした。

4 再発防止策

- (1) 今回誤りが判明した型式・類別については、車両諸元データベースを平成20年1月7日付けで修正し、同日以降に交付される自動車検査証には「燃費基準達成レベル」が正しく印字されています。
- (2) 平成13年10月以降に車両諸元データが当協会のデータベースに入力された軽貨物車については、今のところ同様の誤りは発生していませんが、今後、データベースの新たな作成・追加・訂正等が発生した場合には、作業指示の明確化及び作業内容のダブルチェック体制の確立を図り、このような事案の再発防止を徹底します。

5 今後の対応

- (1) 自動車検査証の記載誤りがある軽自動車の使用者の方に、本事案に関するお知らせ及びお詫びのためのダイレクトメール（別紙2）を送付します。
- (2) 正しい記載がされた自動車検査証は、次回の検査・記載事項変更等の諸手続きの際に交付します。ただし、それまでの間に交付を希望される方については、管轄の当協会の事務所等において、旧自動車検査証との引き替えにより無料で交付します。

連絡先

軽自動車検査協会業務部
部長 岩田、業務第一課長 佐々木
住所：東京都新宿区西新宿3-2-11
電話：03-5324-6613